

監 査 公 告

尾花沢市職員措置請求に基づく監査結果の公表

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、令和7年7月9日付けで提出された監査請求について、同法同条第5項の規定により監査を行ったので、同法同条同項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和7年9月5日

尾花沢市監査委員 丹 川 弘 行

尾花沢市監査委員 小 関 英 子

尾花沢市職員措置請求
に係る監査結果報告書

尾花沢市監査委員

第1 請求のあった日

令和7年7月9日

第2 請求人

A

B

第3 請求の要旨

尾花沢市職員措置請求書（以下「請求書」という。）により請求の要旨及び求める措置は次のとおりである。

なお、請求書の原文に即して記載した。

(1) 請求の要旨

尾花沢市長が結城裕（尾花沢市長）個人に対して次の損害賠償請求権を行使しないことは財産管理に怠るものであるから、地方自治法242条1項に基づき、監査委員が尾花沢市長に対し、その行使をするよう勧告するなど適切な措置を求める。

- (1) 令和6年8月20日、尾花沢市統合小学校建設用地（以下「本件用地」）の表土（黒土）をCら3名に無償譲渡し、尾花沢市に表土の価格相当額（121,564,527円）の損害を与えたことに関する損害賠償請求権。
- (2) 本件用地について、河川事業の発生土を利用する判断を誤り・過失により、盛土を購入することになり（97,142,100円）、その後も適切な手続きなく業者に支払を行い、尾花沢市に損害を与えたことに関する損害賠償請求権。

(2) 事実証明書

請求に際し、提出された事実証明書は次のとおりである。

【事実証明書1】 情報部分公開資料参照（令和7年1月27日請求分）

- ①黒土運搬先
- ②令和7年2月10日付け情報公開決定期間延長通知及び情報公開交付枚数
- ③令和7年3月11日付け情報部分公開決定通知書
- ④令和6年4月16日起案 令和6年度尾花沢市統合小学校建設用地造成工事
工事施行伺
- ⑤令和6年度尾花沢市統合小学校建設用地造成工事特記仕様書
- ⑥令和6年7月29日付け工事打合簿（協議）及び路床盛土材についての協議
- ⑦東北砕石株式会社試験報告書

- ⑧令和6年8月1日起案 路床盛土材の調達に係る指示書の提出について伺書
- ⑨令和6年8月1日付け工事打合簿（指示）
- ⑩令和6年8月2日起案 令和6年度尾花沢市統合小学校建設用地造成工事における残土の処理について伺書及び統合小学校建設用地造成工事における表土剥ぎ取り土砂（黒土）の処理方法の検討について
- ⑪令和6年8月9日付け段階確認書及び施工状況写真
- ⑫令和6年8月15日起案 令和6年度尾花沢市統合小学校建設用地造成工事における残土の譲受人の決定について伺書
- ⑬令和6年8月20日起案 令和6年度尾花沢市統合小学校建設用地造成工事における残土の無償譲渡契約締結について伺書及び契約書3通
- ⑭令和6年8月20日起案 令和6年度尾花沢市統合小学校建設用地造成工事における指示書の提出について伺書
- ⑮令和6年8月20日付け工事打合簿（指示）
- ⑯令和6年9月20日付け確認・立会依頼書（運搬地点B）
- ⑰黒土運搬先航空写真、表土搬出出来高管理図（運搬地点B）及び出来高写真
- ⑱令和6年10月4日付け工事打合簿（協議）及び排水施設等構造図
- ⑲令和6年10月11日起案 令和6年度尾花沢市統合小学校建設用地造成工事における残土償譲渡の変更契約について伺書及び契約書1通
- ⑳令和6年10月11日起案 令和6年度尾花沢市統合小学校建設用地造成工事における指示書の提出について伺書
- ㉑令和6年10月11日付け工事打合簿（指示）
- ㉒令和6年10月18日付け確認・立会依頼書（運搬地点A）
- ㉓黒土運搬先航空写真、表土搬出出来高管理図（運搬地点A）及び出来高写真
- ㉔令和6年10月31日付け工事打合簿（協議）
- ㉕令和6年10月31日付け尾花沢市統合小学校建設用地造成工事における指示書の提出について伺書
- ㉖令和6年10月31日付け工事打合簿（指示）
- ㉗令和6年10月31日付け工事打合簿（協議）及び図
- ㉘令和6年11月15日付け確認・立会依頼書（運搬地点C、D）
- ㉙黒土搬出先航空写真、表土搬出出来高管理図（運搬地点C、D）及び出来高写真
- ㉚令和6年11月29日起案 令和6年度尾花沢市統合小学校建設用地造成工事変更工事施行伺及び総括表、本工事費内訳書等
- ㉛令和6年11月29日起案 建設工事請負契約変更の締結について伺書及び第1回契約変更書、契約変更に伴う別紙、残土集積図、土量計算書、採取土搬入実績表（合計）、8月～11月度採取土搬入実績表

【事実証明書 2】 最上川中流河川事業発生土の試験成績表

- ⑳最上川中流白須賀地区ほか河道掘削工事土質試験結果成績書
- ㉑最上川中流大蔵地区河道掘削工事土質試験結果成績書
- ㉒令和 3 年度最上川中流烏川地区ほか河道掘削工事土質試験結果成績書
- ㉓最上川中流本堀内地区災害復旧工事試験結果報告書 (No. 6+25)
- ㉔最上川中流本堀内地区災害復旧工事試験結果報告書 (No. 2)
- ㉕最上川中流本堀内地区災害復旧工事試験結果報告書 (No. 4)

【事実証明書 3】 表土（黒土）運搬箇所、敷き均し、整地等の写真

- ㉖航空写真 2 枚、表土（黒土）運搬箇所図面 4 枚、登記簿謄本 13 通、残土運搬箇所写真

【事実証明書 4】 資産価値（黒土見積書）

- ㉗黒土見積書 1 通

(3) 求める措置

尾花沢市長が結城裕（尾花沢市長）個人に対して損害賠償請求権を行使しないことは財産管理に怠るものであるから、地方自治法 242 条 1 項に基づき、監査委員が尾花沢市長に対し、その行使をするよう勧告すること。

第 4 請求の受理

本件請求は、令和 7 年 7 月 9 日に提出され、同日受付した。地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件を具備しているかについて審査を行った結果、要件審査と並行して監査を実施して事実関係を確認する必要があると判断し、要件を具備していることを前提として、令和 7 年 7 月 23 日付けで受理した。

第 5 監査の執行

監査は、関係職員、関係者からの事情聴取と請求人及び市当局から提出された書類の調査により実施した。

1 監査対象課室等

- (1) 統合小学校建設室（令和 6 年度）
- (2) 農林課

2 監査対象事項

以下 6 事項について、法第 242 条第 1 項及び第 2 項に規定する違法若しくは

不当な財務会計上の行為又は怠る事実があるかを監査対象事項とし、監査を実施した。

(1) 表土（黒土）の無償譲渡について

- ①令和6年8月2日決裁の伺書で、「黒土の利用が考えられる公共的な団体等へ利用希望者を募り」とあり、令和6年8月15日決裁の伺書で3名が受入を希望し、譲渡人3名を決定しているが、どのようにして希望者を募って、決定に至ったのか。
- ②「令和5年度尾花沢市統合小学校建設用地造成工事实施設計業務委託」の特記仕様書に「剥ぎ取った表土は、尾花沢市大字寺内字鶴堀に運搬する。」とあるが、どういう経緯でこの場所を指定しているのか。
- ③表土を無償譲渡することについて、どのような認識で事務手続きを行ったのか。

(2) 運搬量の相違について

剥ぎ取りの設計数量は13,340 m³となっているが、出来高確認数量は12,458 m³であり、その差は受注者へ過払いとなっているのか。

(3) 盛土材（流用土）について

- ①令和6年7月29日付けの工事打合簿（協議）に対してどのように検証し、8月1日の指示に至ったのか。
- ②国土交通省新庄河川事務所とどのような話し合いや確認作業を行い、受け入れる流用土の選定や量を決定したか。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

- (1) 法第242条第7項の規定に基づき、令和7年8月6日に請求人に対して、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。請求人2名が出席した。また、法第242条第8項に基づき関係課の立会いを認めたところ、市当局関係課職員3名の立会いがあった。

請求人陳述に際して、請求に至った経緯の説明や請求内容の補足説明がなされた。

なお、7月9日に受付した請求書にはなかったが、請求人が提出した書面「証拠の提出について」中に建設用地造成工事における剥ぎ取った表土は「市の財産」であるとの概念が加わった。

- (2) 陳述の内容は次のとおりである。（要約）

【請求人A】

令和7年2月1日付けの市議会だよりに統合小学校建設用地造成工事で約

1 億円の増額と昨年 12 月 20 日までの工期延長を求める議案が全会一致で否決されたとあった。そこには、4 つの問題点があった。1 点目は国交省から提供される盛土材が不足した時点で、なぜ議会に説明がなかったのか。2 点目は国交省が提供可能と判断した盛土材について、なぜ工事に使えないと判断したのか。3 点目、7 月 29 日付けの協議書に 7 月 30 日付けの検査書類が添付されていた。4 点目、一連の混乱を招いたことについて、再発防止策や何らかのけじめを取る必要があるのではないか、である。

その後、12 月 25 日に臨時会が開かれ市長から謝罪があったものの、職員の処分に関する規定に抵触するような不手際はなく、事務の進め方には何ら問題がなかったとの説明があった。この説明で納得した議員 8 名の議員は、問題点とした 4 点について明確になっていないにもかかわらず、なぜ賛成したのか、市議会だよりには書かれていなかった。

真相解明のないまま、ただ市長の謝罪で済むような問題ではないと、私は強く思った。また、こういう市議会の状態では、とても市民の利益に直接かわる真相を解明するのは無理だと考えて、今回の措置請求に至った。この重大な事態の責任を一部職員に押し付けることなく、責任ある立場の方々の良識ある行動を期待する。

【請求人 B】 ※請求人 A と重複する部分及び請求書と重複する部分を省く。

請求書 (4) 2 の表土、黒土の無償譲渡について、1 点目は公募しなかった点である。統合小学校建設用地から剥ぎ取った黒土は資産価値が高く、スイカ苗、サクランボ、スイカ、果樹栽培など多くの需要がある。市財産の黒土を無償譲渡するならば、市民に広く公募するべきだと思う。公募をしないで一市民に 13,000 m³の黒土を運搬費税込みで約 1 億 3,400 万円分を無償譲渡したのは不当だと考える。

市有財産の管理及び処分条例第 7 条第 1 項 (1) 公益上の必要に基づき (途中省略) 私人に物品を譲渡することができる。とあるが、今回の無償譲渡に公益上の必要はないものと考ええる。

2 点目、黒土は市の財産であり、財産の処分は議会の議決が必要である。議会に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例第 3 条等の規定に違反している。これは 2,000 万円以上の動産の処分の場合になっている。議会で議決せず資産価値のある黒土を特定の個人に無償譲渡は問題があるものと考ええる。

3 点目は別な話になるが、庁舎移転に伴って解体予定だった喫煙用の小屋をもったいないので、譲り受けたいと、10 万円の運搬費をかけて自宅へ持ち去った職員を 2021 年 3 月に減給 10 分の 1、3 カ月の懲戒処分にした。一方、相談を持ち掛けられ、断り切れなかったと黙認した担当の職員は減給 10 分の 1、1 カ月の懲戒処分であった。民間、市民同士なら処分に経費がかか

るため自分で運んでくれてありがとうと win-win の話になるが、行政は公募、入札をしなければ不公平である。4 年前と違う対応は不当だと考える。以上が、私が措置請求した動機、私の思いである。

請求理由の (4) 2 表土の運搬量について設計書を見るとダンプ 7 m³で 3, 278 台とあるが、7 m³に比重の 1. 47 を掛けると 10. 29 t になり、積載基準は 9. 2t なので 1 t の積載量オーバーで道交法違反の警察案件になる。

最後に本来市は法律や例規を守り、公平な行政をしなければならない立場でありながら、このようなことがあったことは市民として非常に残念であると考えている。

第 6 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 表土（黒土）の無償譲渡について

令和 5 年度尾花沢市統合小学校建設用地造成工事实施設計業務委託において、発注者側が特記仕様書に残土の搬出先を特定しなければならない旨の連絡を設計業者から受けて、まず、市側での利活用を考え市建設課や商工観光課などに掛け合ったが、大量であることや強度不足のため断られた。また、市内の空き公共施設への搬入も考えたが、空き公共施設の面積に対し表土が大量となること等から、断念した。

また、建設発生土を改良し販売している業者へ打診したものの表土であることから断られた。

産業廃棄物として処理すると約 3 億円が費用として新たに発生することから、その後、農地での利活用を考え、みちのく村山農業協同組合尾花沢営農センターに持ち掛けるも断られ、令和 6 年 4 月 10 日に尾楽田の会総会時に出席する予定の農林課から呼びかけてもらいたいと農林課長に依頼した。

その呼びかけに対して計 5 名より譲り受けたい旨の申し出があった。そのうち最も大量の表土を受け入れ可能な圃場として、尾花沢市大字寺内字鶴堀を選定し、その場所を特記仕様書に記載するよう 4 月中旬ごろ請負業者に指示した。

実際には、5 名中 2 名は運搬後の敷き均しについては、各自の負担で行うとなると高額になることから譲り受けることを辞退し、残る 3 名と無償譲渡契約を締結した。

当局側は以前、市の造成工事の際に発生した表土を公募した例も他職員より聞いたものの、数名しか来なかったとのことで、今回は各種許認可申請、用地買収など様々な業務を同時進行で進めなければならず、時間的な余裕もないことから、また、必ず全量処理できる確証も持てないことから市民へ広く公募することをしなかった。その分、みちのく村山農業協同組合尾花沢営農センターや尾楽田の会を通じて多くの農業者に情報が届けられることに期

待した。

この表土については、当局側のそれぞれの職員からは、あくまでも建設発生土、残土という認識で事務手続きを行っており財産という認識はなかった、と聞取りを行っているが、令和6年8月2日起案の令和6年度尾花沢市統合小学校建設用地造成工事における残土の処理についての伺書に添付されている統合小学校建設用地造成工事における表土剥ぎ取り土砂（黒土）の処理方法の検討について中に「発生する黒土の量は13,340 m³となり、この量の黒土を購入するとすれば多額な金額となり、買取できる農家はいないと想定される」とあるように資産価値を認めている。

なお、関係人の事情聴取の中で、当局側から一部の市民に対して表土の譲渡に関し個別に打診していたことを確認した。

(2) 運搬量の相違について

令和6年4月16日起案の令和6年度尾花沢市統合小学校建設用地造成工事施行伺に添付されている設計書によると、発生する表土は13,340 m³とされ、令和6年8月20日付けで3名と発生する残土の無償譲渡契約を締結した合計数量は13,807 m³である。その後、令和6年9月25日から11月18日にかけて搬出先の4か所で出来高確認を行っている。その合計数量は、12,458 m³となっている。

(3) 盛土材（流用土）について

令和5年11月の令和6年度当初予算要求時に路床盛土材は全額購入土とし、4億2,400万円の事業費を積算している。

令和6年2月に市建設課を通じ、国土交通省新庄河川事務所から土砂を無償譲渡できる旨の情報を得て、令和6年4月15日の打合せ時に必要数量の39,600 m³を確保できることを確認し、翌4月16日起案の令和6年度尾花沢市統合小学校建設用地造成工事施行伺に添付されている設計書は路床盛土材を無償とし積算を行った。

5月30日の入札会を経て6月5日に2億570万円の建設工事請負契約（条件付き）を締結し、6月17日に6月定例市議会にて議決された。

6月28日に1回目の堆積場の現場確認を新庄河川事務所、一般社団法人東北地域づくり協会（新庄河川事務所委託最上川中流河川事業監理業務）、市当局職員、工事請負業者の4者が大石田町黒瀧地区、大蔵村稲沢地区、新庄市旧ポリテクセンターの計3か所にわたって行った。その際、土質試験一覧表と土の粒度試験結果を受け取っている。また、当局担当職員が新庄河川事務所職員に対して「これ以外の土はないのか。」の問いに対して「今回示した以外の土はない。」また、「これから発生する土はないのか。」の問いに対して「確約できない。」との回答があった。

7月1日に6月28日に現場確認をした3か所分の土質試験結果成績書をメールにより一般社団法人東北地域づくり協会より受け取っている。

7月5日に2回目の堆積場の現場確認を市当局職員、工事請負業者、設計受託業者の3者で行った。

7月18日に国土交通省の「発生土利用基準」を参考とし、現地確認2回と土質試験結果から現状のまま使用できるのは、大石田町黒瀧地区8,800 m³、大蔵村稲沢地区3,900 m³の計12,700 m³であると工事請負業者と協議の上、判断した。これ以外の土は、土壌改良すれば使用可能であるため、工事スケジュールに照らし合わせて判断することとした。

新庄河川事務所から7月25日からの豪雨災害により土を当初の予定どおり運搬できない旨の連絡があった。

7月29日工事請負業者より路床盛土材の調達に関する協議書があり、土壌改良に必要な工期の目途が立たないことと新庄河川事務所からほかに提供できる土がないことから購入土の協議となった。

8月1日に土壌改良すれば使用可能とした土と現状のまま使用できる土を含め運搬の目途が立たないことから、今後の工程に支障が出ないようにするため、路床盛土材を調達する指示書を提出した。

11月29日に変更施工何を起案、第1回変更契約（条件付き）を締結したものの12月定例市議会で議案が否決された。その後、全員協議会、12月臨時議会が開催され、12月25日に令和6年度尾花沢市統合小学校建設用地造成工事請負変更契約の締結についての議案は再上程され、議決された。

2 判断

(1) 表土（黒土）の無償譲渡について

①請求人の主張

令和6年8月2日起案の令和6年度尾花沢市統合小学校建設用地造成工事における残土の処理についての伺書で「公共的な団体等へ利用希望者を募り」とあるが、尾楽田の会総会時に農林課長が募集をかけている以外に募ってはいない。譲渡契約を締結した3名中1名は尾楽田の会会員ではない。

令和5年度尾花沢市統合小学校建設用地造成工事実施設計業務委託において、特記仕様書に残土の搬出先を尾花沢市大字寺内字鶴堀に指定していることから、設計段階で運搬先が決定していることに疑念がある。

黒土は市の財産であり、財産の処分は議会の議決が必要である。（令和7年7月9日付けの請求書には記載がないが、8月6日の証拠の提出及び陳述の際に追加された概念による。）

②判断

尾楽田の会が令和4年頃に独自に作成したと思われる「尾楽田の会の紹介」の資料によると、尾楽田の会とは、①尾花沢市・大石田町などの地域で②楽しく and 儲ける③田んぼやすいがんなどの農業を営む④地域の若い担い手の集まる会、とあり、会の目的は、①会員間の切磋琢磨と情報交換等で、すいか栽培技術の向上②需要に対応、生産性に優る新次元の美味しいすいかづくり③自らの経営に迅速に反映し、スペシャリストを目指す④「尾花沢すいか」のPR活動による地域の活性、とあるように、会員はそれぞれが私人として農業を営んでおり、広義では尾花沢市の活性化に寄与しているともとれる側面があるが、そもそも公共的な団体と定義付けることは難しい。

ただし、市当局側で農地での利活用を考え、必ず全量処理できる確証も持てないことから市民へ広く公募することをせず、みちのく村山農業協同組合尾花沢営農センターや尾楽田の会を通じて多くの農業者に情報が届けられることに期待したことは、発生する量が大量であることと時間的な制約から考えて妥当な判断であった。

一方、令和6年8月2日起案の令和6年度尾花沢市統合小学校建設用地造成工事における残土の処理についての伺書及び統合小学校建設用地造成工事における表土剥ぎ取り土砂（黒土）の処理方法の検討について中に「発生する黒土の量は13,340 m³となり、この量の黒土を購入するとすれば多額な金額となり、買取できる農家はいないと想定される」とあるように当局は表土に資産価値を認めている。

この表土が法第237条に規定する市の財産に該当するかどうかの判断は、今回の監査において結論付けることはできなかったが、現実的に買取できる者もなく、産業廃棄物として処理するとしても約3億円の費用が発生することから、その比較において、経済性、合理性を考慮した上で譲り受けたいと申し出た3名へ無償譲渡することについて、市議会の意見をいただくなどの手順を踏むことが必要であった。

令和3年7月に発生した静岡県熱海市における土石流災害を契機として全国的に建設発生土の搬出先の明確化等の取り組みが行われる中で、特記仕様書には建設発生土の運搬先を指定することが望ましいとされていることから、譲り受けを希望した者の中で最も大量の表土を受け入れ可能な圃場として、令和6年4月中旬ごろに運搬先を指定したとのことであった。この件に関しては、契約期限内の3月31日までに業務が完了しておらず、検査復命書の検査検収年月日が正確性を欠いていることについて、重大な問題とするものの、それ以外に指摘すべき点はない。

(2) 運搬量の相違について

①請求人の主張

表土剥ぎ取り設計数量は 13,300 m³で、運搬先 5 か所地点に運搬した出来高確認数量は、12,458 m³で、844 m³少なくなっている。通常、剥ぎ取り表土は締め固められた状態にあるが、それを剥ぎ取り運搬した場合、設計数量より増えるのが一般的である。そのため、差 844 m³分以上の表土剥ぎ取り、運搬経費等一式は受注者への過払いとなっている。

②判断

それぞれの数値に差異が生じているが、運搬先で出来高確認のため、形成され、場所によっては、重機により締め固められたものと考えられる。粘土質の特性を有する田んぼの表土を剥ぎ取っていることから、気象条件などによっても体積が変化しやすいことを考慮すると設計数量と出来高確認の数値に差異が生じていても不自然ではなく、運搬経費等一式は受注者への過払いになっているという請求人の主張は認められない。

(3) 盛土材（流用土）について

①請求人の主張

8月の時点で盛土材購入が必要として、購入数量（金額）も判っているにもかかわらず、本来議会の議決に付さなければならない財産の取得にも関わらず行われていない。これは、法（第96条第1項第8号の規定により違反）及び山形県工事監督要領第5条（監督職員の職務）違反にあたる。

7月29日の工事打合簿（協議）に添付されている盛土材の試験結果報告書では、試験日が翌日の7月30日のものもあり、協議書も事後に作られたものと考えられ、信憑性がない。

8月1日付けで「路床盛土材の調達に係る指示書の提出について」盛土材の購入を請負業者に指示しているその中で、新庄河川事務所からは、15,240 m³の支給とあるが、新庄河川事務所の担当者から実際の流用土納入は12,784 m³と聞き取っており、2,456 m³の差異が生じている。

7月29日の工事打合簿（協議）で使えないとした流用土の試験結果表を確認すると大蔵村稲沢地区から採取した盛土材は、一部を除き良好であることを確認している。

建設業では公的な検査成績表を求めて盛土材の可否を確認する。設計会社、業者、市担当者が目視で判断することはあってはならない。

他にも最上川中流河川事業の発生土は7月29日付けの協議書に添付書類とした流用土搬入先の工事名のほかにも多くの工事が存在し流用土が発生し

ている。

②判断

令和6年度尾花沢市統合小学校建設用地造成工事請負変更契約の締結についての議案は、12月定例会で否決されている。教育長決裁で指示書を提出し変更契約に伴う手続きを経ず工事が進められ、結果、工期限である令和6年11月26日に97,142,100円の増工及び工期の延長の変更契約を行っており、契約管理上の重大な不備であることを監査委員として、令和6年度の定例監査時にも指摘している。

この件については、その後、全員協議会が開催された後、12月臨時議会において、令和6年度尾花沢市統合小学校建設用地造成工事請負変更契約の締結についての議案は再上程され、議決されていることから、違法な状態は解消されたものと理解している。

7月29日の工事打合簿（協議）は、購入土の調達についての協議であり、これを受けて8月1日の工事打合簿（指示）となるが、この試験結果報告書を受け取ったのは8月2日であり、本来的には8月2日の工事打合簿（承諾）内容欄に「盛土材【採取土】の試験結果報告書を提出いたしますので、承認願います。」とあるものに添付すべきところを当局担当職員が誤って7月29日の工事打合簿（協議）に添付したことを確認している。

7月18日の現地確認時に現状のまま使用できるのは、大石田町黒瀧地区8,800 m³、大蔵村稲沢地区3,900 m³の計12,700 m³であると工事請負業者と協議の上、判断した。これ以外の土は、土壌改良すれば使用可能であるため、工事スケジュールに照らし合わせて判断することとしており、この時点では土壌改良すれば使用可能である数量も含めて「15,240 m³の支給を受けるべく、搬入日程等の調整を行ってまいりましたが、」と記載していることを確認している。

請求人が請求書の中で請負業者が提出した協議書で使えないとした大蔵村稲沢地区の盛土材は一部を除き良好であることを確認しているところがあるが、稲沢地区で3件の土を確認し、うち2件は使えるものと判断している。残る1件については、協議書の添付資料にあるとおり、複数の工事から発生しており、土質試験も1箇所・1工事の検体でしか評価できないため、判断できないとしていることを確認している。

2回にわたり現場確認を行っているが、土質試験一覧表、土の粒度試験結果、土質試験結果成績表を受け取っており、国土交通省の「発生土利用基準」に照らし判断しており、請求人の主張する目視のみの判断ではないことを確認している。

また、市当局担当職員が新庄河川事務所職員に対して他に使える土がないかとの問いに対し、これ以外のものはないと返答されていることから、

ほかにも流用土があったとする請求人の主張は認められない。

3 結果

以上ことから、本件請求については、合議により以下のとおり決定した。

- (1) 令和6年8月20日、尾花沢市統合小学校建設用地（以下「本件用地」）の表土（黒土）を無償譲渡し、尾花沢市に表土の価格相当額（121,564,527円）の損害を与えたと請求人が主張することについては、表土に資産価値を認めながら、無償譲渡することについて市議会の意見をいただく手順を経なかったことは行政の事務執行として配慮に欠ける行為である。しかしながら、現実的に買い取る者もない中で、産業廃棄物として処理すれば約3億円の費用負担が発生していたことから、市の損害は認められない。このことから、法第242条第1項に定める地方自治体の財務会計上の行為にはあたらないと判断し、本件請求を棄却する。
- (2) 本件用地について、河川事業の発生土を利用する判断を誤り・過失により、盛土を購入することになり（97,142,100円）、その後も適切な手続きなく業者に支払を行い、市に損害を与えたと請求人が主張することについては、教育長決裁で指示書を提出し変更契約に伴う手続きを経ず工事が進められ、結果、工期限である令和6年11月26日に97,142,100円の増工及び工期の延長の変更契約を行っていることは先に述べたとおり重大な不備であることをすでに指摘しているが、後に市議会の議決を経ていることから違法な状態は解消されており、この件以外については、概ね適正に業務が行われていると判断できることから、市の損害は認められない。このことから、法第242条第1項に定める地方自治体の財務会計上の行為にはあたらないと判断し、本件請求を棄却する。

第7 意見

表土の無償譲渡に関して、関係人の事情聴取の中で、市当局側の職員が一部市民に個別に打診していたことを確認した。発生する表土を換算すると多額の金額となることを知りながら一部の特定の市民に話を持ち掛けたことについて、その姿勢を疑わざるを得ない。

改めて、市職員は市民全体の奉仕者であることを自覚した上で公平かつ公正に職務を執行されたい。また、市長、副市長、教育長に対しても市民の信頼を失墜させない市政運営に、より一層努めていただくよう要望する。